

仕 様 書

1. 件名:伊賀市立上野総合市民病院 寝具設備賃貸借

2. 規格・数量等:以下のとおり

	品名	基準品	基準品 品番	基準品 メーカー	仕様内容	サイズ	数量	単価 (円/組) (A)	3ヵ年見込 入院患者数(人) (B)	金額(円) (A×B)
1	入院用寝具						1組		213,000	
	掛布団	ウォッシュابل掛布団	1S713-011	山一衛	側生地:T30/C70 制菌加工 中綿:ポリエステル100%/1.3kg	140×200cm	1			
	肌掛布団	ベルジェンヌ肌掛布団	1S800-005	山一衛	側生地:T65/C35 #45 制菌加工 中綿:抗菌綿0.5kg	140×200cm	1			
	枕	パイプ枕	14850-01	勝寝研	生地:T30/C70 #22.5 抗菌バイロン800g	28×45cm	1			
	敷布	敷布 白	13001-001	山一衛、シキボウ衛	生地:T30/C70 #22.5 両端ミシン止め	160×285cm	3			
	包布	包布 白	13301-001	山一衛、シキボウ衛	生地:T30/C70 #22.5/袋型/横開 3本紐/両面使用	150×210cm	3			
	枕覆	枕覆 白	13501-01	山一衛、シキボウ衛、鈴川織布衛	生地:T30/C70 #22.5 筒袋型一方開き	40×67cm	3			
2	透析用寝具						1組		21,600	
	肌掛布団	ベルジェンヌ肌掛布団	1S800-005	山一衛	側生地:T65/C35 #45 制菌加工 中綿:抗菌綿0.5kg	140×200cm	1			
	枕	パイプ枕	14850-01	勝寝研	生地:T30/C70 #22.5 抗菌バイロン800g	28×45cm	1			
	敷布	敷布 白	13001-001	山一衛、シキボウ衛	生地:T30/C70 #22.5 両端ミシン止め	160×285cm	3			
	包布	包布 白	13301-001	山一衛、シキボウ衛	生地:T30/C70 #22.5/袋型/横開 3本紐/両面使用	150×210cm	3			
	枕覆	枕覆 白	13501-01	山一衛、シキボウ衛、鈴川織布衛	生地:T30/C70 #22.5 筒袋型一方開き	40×67cm	3			
小計										
消費税										
合計										

3. 寝具類の洗濯・補修等の基準

品名	回数	洗濯・補修 の基準	3ヵ年洗濯枚数見込
掛布団	年1回	洗濯	6,600
肌掛布団	年1回	洗濯	4,500
枕	年1回	洗濯	9,150
敷布	週1回	洗濯	52,500
包布	週1回	洗濯	51,000
枕覆	週1回	洗濯	42,000

4. 納入場所:伊賀市四十九町地内

5. 賃貸借期間:平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

6. 連絡先:伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課(Tel.0595-41-0065)

7. 特記事項

(1)別紙特記仕様書のとおり

(2)同等品:可。ただし、見本品を提出の上、事前に承認を得ること。

(3)契約方法:入院用寝具、透析用寝具それぞれの1組あたりの単価に、3ヵ年見込入院患者数を乗じて得た金額の合計金額が最も少ない者を落札者とし、契約は合計金額の基になった単価による単価契約とする。

伊賀市立上野総合市民病院 寝具設備賃貸借 特記仕様書

伊賀市立上野総合市民病院 開設者 伊賀市長(以下「甲」という。)と供給者(以下「乙」という。)との間に、乙が所有に係わる寝具設備の賃貸借及び洗濯業務に関し、次のとおり賃貸借を行う。

〈目的〉

第1条 乙は、甲に対して、本特記仕様書の定めるところにより、乙所有の別記(1)記載の寝具設備類(以下「寝具類」という。)を賃貸し、かつ、寝具類の洗濯を行いその集配業務を行う事により、常に清潔で衛生的に整備された寝具類を供給するものとし、甲は、乙に対して、その対価として賃貸借料を支払う。

2 甲が乙の提供する寝具類を使用する目的は、入院患者用としてである。

〈納入場所〉

第2条 乙が甲に対して賃貸する寝具類の納入施設及びその所在場所(以下「施設」という。)は、次のとおりとする。

【施設名】 伊賀市立上野総合市民病院

【所在場所】 三重県伊賀市四十九町 831 番地

〈寝具類の調達〉

第3条 乙は甲に、別記(1)に記載する寝具類を1組単位として提供する。

2 甲及び乙は、甲の施設内に存在する乙所有の寝具類について、双方立会いの上、本契約の対象となる在庫調査を適宜行うことができるものとする。

〈善管注意義務及び寝具類の目的外使用禁止〉

第4条 甲は、寝具類を第2条記載の施設において使用するものとし、善良な管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

2 甲は、寝具類を第2条記載の施設又は乙の承諾を得た場所以外で使用する事及び寝具類の本来の使用目的以外の目的又は方法で寝具類を使用しない。また、甲は乙の承諾なしに寝具類を第三者に転貸しない。

〈賃貸借料〉

第5条 寝具類の賃貸借料は、別記(2)に定める基準による洗濯の費用を含めて、次のとおりとする。

(単価) 別記(1)に記載のとおり

(数量) 1ヶ月当り延使用組数(当院からの報告用紙:「病院報告(患者票)」における『在院患者延数』と『退院患者数』の合計及び「当月外来患者数」における『透析』)

(1ヶ月賃貸借料) = (単価) × (1ヶ月当り延使用組数)

2 甲は、消費税を別途負担するものとする。

〈賃貸借料の変更〉

第6条 本件契約の内容が変更された場合、天災地変・戦争その他の不可抗力により著し

い経済的変動が生じた場合その他価格の変更が止むを得ない事情が生じた場合には、乙は、賃貸借料を変更することができるものとする。ただし、乙は事前に、甲に賃貸借料の変更について説明の上、甲の承諾を得なければならない。

〈賃貸借料の請求及び支払〉

第7条 乙は、甲に対し平成30年（2018年）4月分から毎月末日で締め切り、第5条に基づく賃貸借料を請求する。甲は、この請求翌々月末日までに、乙に対して支払う。

〈衛生基準の遵守〉

第8条 乙は、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知（医政経発第0330001号 平成19年3月30日一部改正）の別添（1）に定める衛生基準及び「患者等の寝具類の洗濯の業務等について（改正）」（医政経発第0330002号 平成19年3月30日 厚生労働省医政局長通知）に伴い、寝具類を適正に処理するものとする。また乙は、寝具類の選択及び補修並びに設備及び施設等について、甲又は関係諸官庁の指導を受け、その検査に应ずるものとする。

なお、本契約書に定める契約期間中に、上記の衛生基準等が改正された場合、乙はその改正された新しい基準等を遵守するものとする。

〈健康管理の実施〉

第9条 乙は、洗濯業務に従事する従業員の健康を保持するため、労働安全衛生法に基づく健康診断を行うものとする。

〈寝具類の納品と運送費の負担〉

第10条 乙が、供給する寝具類の納品は、第2条記載の施設内の、甲が指定する場所において行うものとする。また、乙が供給する寝具類の集配曜日は、甲及び乙協議の上、定める。なお、変更が生じた場合には、乙は、事前に甲に説明しなければならない。

2 甲の施設への寝具類の運搬に要する運送費は、乙が負担する。

〈洗濯及び補修〉

第11条 乙は甲に対して、別記（2）の基準に従って、乙の負担において、寝具類の洗濯及び補修を行い、常に衛生的で清潔な寝具類を提供する。

〈下洗い〉

第12条 寝具類に血痕、膿、分泌物、小水等の汚物が付着し、著しく他を汚染するおそれのある場合は、甲において除去（消毒予洗）を行い、乙に引き渡すものとする。

〈感染防止〉

第13条 甲は、診療用放射性同位元素による診療に使用した寝具類及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」第6条第2項から第5項まで及び第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているおそれのある寝具類であって、医療機関において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」第29条の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行われていないものの洗濯を、乙に委託することはできない。なお本契約書に定める契約期間中に、上記の感染症及び消毒方法に関する基準が改正された場合、甲および乙はその改正された新しい基準を遵守するものとする。

〈寝具類の消毒〉

第 14 条 甲は、前条に規定する寝具類以外の寝具類であって、感染の危険のある寝具類の洗濯を乙に委託する場合には、やむを得ない場合を除いて、その消毒を甲の施設内で行うことを原則とする。

2 前項における例外として、乙において消毒前の病毒感染の危険のある寝具類の洗濯を行うときは、甲は、感染の危険がある洗濯物である旨を表示の上、密閉した容器に収納して持ち出すなど他に感染するおそれのないよう細心の注意を払って取り扱うものとする。

〈守秘義務〉

第 15 条 甲乙及び双方の従業員は、業務上知り得た（相手方の）業務内容・秘密を他にもらしてはならない。

2 甲乙は協力し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令・ガイドライン等に従い、患者等の個人データの安全管理義務等を果たさなければならない。

3 乙は、個人情報の保護に関する法律第 23 条を遵守し同条に従うものとする。甲が乙の従業員の個人情報に関わる資料等の提供を求める場合、乙は、予め乙の従業員の同意を得た情報以外は提供しない。

〈紛失賠償金〉

第 16 条 甲は、乙から貸与を受けた寝具類の紛失、取扱上の過失による破損・滅失その他甲の責により生じた寝具類の損害については、乙に対して、その実費を賠償しなければならない。

2 乙は、甲が使用する寝具類の盗難・紛失、火災又は風水害等による損失を填補するため、乙は、その負担において、損害保険に加入するものとする。

〈契約保証〉

第 17 条 乙は天災地変・労働争議その他のやむを得ない事情により、一時的に本契約の履行ができなくなった場合でも甲の業務に支障のないように、予め業務代行体制の整備等、必要な措置を講じておかなければならない。寝具類の賃貸借期間は平成 30 年(2018 年) 4 月 1 日から平成 33 年(2021 年) 3 月 31 日までの 3 年間とする。

〈協議事項〉

第 18 条 甲及び乙は、本仕様書に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、信義と誠実に従って協議の上、決定する。

別記(1)

寝具設備一覧表

	品名	品番	メーカー	仕様内容	サイズ	数量	金額 (円/組)
1	入院用寝具					1組	
	掛布団				140×200cm	1	
	肌掛布団				140×200cm	1	
	枕				28×45cm	1	
	敷布				160×285cm	3	
	包布				150×210cm	3	
	枕覆				40×67cm	3	
2	透析用寝具					1組	
	肌掛布団				140×200cm	1	
	枕				28×45cm	1	
	敷布				160×285cm	3	
	包布				150×210cm	3	
	枕覆				40×67cm	3	

別記(2)

寝具類の洗濯・補修等の基準

品名	回数	洗濯・補修の基準
掛布団	年1回	洗濯
肌掛布団	年1回	洗濯
枕	年1回	洗濯
敷布	週1回	洗濯
包布	週1回	洗濯
枕覆	週1回	洗濯